

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から42年1月まで
② 昭和45年4月から46年6月まで
③ 昭和61年3月から同年10月まで

昭和41年頃に父親が役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、父親が役場で定期的に納付していた。申立期間②及び③の保険料は、私が納付した。

3年前まで丸い検認印が押された年金手帳を2冊持っていたが引っ越しで無くし、保険料を納付したことが分かる資料は何も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和42年7月であることが確認でき、このころに国民年金被保険者資格を41年2月に遡って取得する国民年金加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時点を基準とすると、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、上記加入手続時点において、申立期間①と同様に過年度となる昭和42年2月及び同年3月の保険料が納付されたことになっているところ、国民年金保険料月額は41年12月まで100円であり、42年1月から200円に変更となっていることから、父親が、同じ過年度納付が可能な期間でありながら、保険料月額が高い(200円)期間に係る保険料のみを納付し、保険料月額が低い(100円)申立期間①(昭和42年1月は除く。)の保険料を納付しないのは不自然と考えられる。

一方、申立期間②について、申立人は昭和45年5月*日に離婚していること、及び48年10月に申立期間②直後であり、時効間際であった46年7月から48年3月までの保険料を遡って納付していることが確認できることから、申立期間②は当時未納であり、その後過年度納付するにも時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、オンライン記録によると、当該期間は平成5年9月9日に国民年金被保険者資格期間として追加処理されたことが確認できることから、申立期間③当時、国民年金に未加入であったものとみられ、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間②及び③共に、申立人は自身が保険料を納付したとしているが、保険料の納付場所、納付時期、保険料額等の記憶は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から42年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年5月まで

私は、大学卒業後、実家に戻り、昭和58年5月頃、A町役場に出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、国民年金の未納期間を指摘され、未納分の国民年金保険料の納付書もらった。後日、その納付書で保険料を何回か遡って役場の年金窓口で納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く27年余りの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、複数年にわたり前納しているほか、国民年金基金に加入しているなど、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から昭和59年10月頃にA町で行われたものとみられ、その加入手続の際に資格取得日を遡って58年4月1日とする事務処理がなされたものとみられる。このことは、同町の国民年金被保険者名簿に記載された資格取得日も一致する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月及び同年5月は過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録を見ると、i) 昭和59年12月24日に納付書作成と記録されていることから、この作成された納付書の納付対象期間には前述の申立期間のうち過年度納付が可能な58年4月及び同年5月が含まれているも

のと推認できること、ii) 申立期間直後の同年6月から59年3月までの保険料が60年1月14日に過年度納付され、併せて59年4月から同年9月までの保険料も同日に現年度納付されていることが確認でき、この過年度納付された時点では、58年4月及び同年5月の過年度保険料を納付することは可能であったことから、申立人が申立期間のうち、過年度納付が可能な同年4月及び同年5月の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から58年3月までの期間は、学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続を行った時点から同期間を遡って被保険者資格を取得することはできず、前述のとおり、申立人の資格取得日(同年4月1日)を基準とすると、当該期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和56年4月から58年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

私が20歳を過ぎた頃に母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も姉の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、申立期間①、②及び昭和45年度を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人の国民年金加入手続き、申立期間①及び②の保険料納付を行ったとする母親は、昭和36年4月から60歳到達時の前月の57年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区において払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳に昭和44年11月15日発行と記載されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を同年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間①は、現年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、当時同居していた長姉についても母親が加入手続きを行い、保険料も申立人の分と一緒に納付していたとしているところ、長姉の納付記録を見ると、母親が保険料を納付していたとする昭和40年7月から49年6月までの期間のうち昭和45年度を除き全て納付済み（43年2月から44年3月ま

での期間、申立人が納付済みとされていた47年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間は、未納とされていたが、第三者委員会の決定に基づく平成21年5月15日付け当該期間の納付記録を訂正する必要があるとの通知がされているほか、申立期間①を含む昭和44年度については、平成21年3月5日に昭和43年4月から45年8月までの厚生年金保険被保険者期間が判明したことから、平成21年4月24日に還付されている。)とされている。このため、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった母親が、申立人の国民年金の加入手続を行いながら、長姉の保険料のみ納付し、申立人の申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難く、母親が長姉の分と一緒に申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、申立人は、母親が申立人の加入手続を行い、申立人が婚姻(昭和53年10月)するまでの期間の保険料を納付してくれていたとしているところ、申立期間②前後の保険料は納付済み(申立期間②前の49年11月から50年3月までの保険料は、厚生年金保険被保険者期間が判明したため、55年3月15日に還付されている。)とされている上、申立人の保険料を納付していたとする母親及び申立期間当時同居していた父親共に申立期間②の保険料は納付済みとされていることから、母親が申立人の申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高かった母親が、申立人の申立期間②の保険料も自身と父親の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月1日から同年9月1日まで
② 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、申立期間①及び②において、C社、B社、A社、あるいはD社などと会社名の変更はあったものの、継続して関連会社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立期間当時、C社又はA社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言、及び申立人のC社における雇用保険の離職日（昭和50年7月31日）から判断して、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（同年8月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和50年9月

1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は法人であり、上記の複数の同僚は、「申立期間当時、A社の社員は10人以上いた。」と証言している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、6人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和50年9月の申立人のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録、及びD社の異動日に係る回答から判断して、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し（平成3年11月1日に同社からD社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成3年9月の申立人のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成3年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月から同年8月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かった。

申立期間の直前に、パートから正社員に雇用形態が変更になり、給与支給額及び厚生年金保険料が高くなったのに、標準報酬月額の記録が低いままになっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人がパートから正社員に変わり給与額が上がった時点で、本来は標準報酬月額の変更の届出を行わなければならなかったが処理を忘れていた。」として、申立人の標準報酬月額に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和38年4月にB社に入社し、42年6月に同社C支店から系列会社のA社に出向しているが、その間も継続して勤務している。年金記録に空白が生じている申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書（B社C支店の昭和42年6月分、A社の同年7月分）、D健康保険組合の記録、及び雇用保険の記録により、申立人は、B社及び系列会社のA社に継続して勤務し（同年6月21日にB社C支店からA社に転籍を伴う異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年7月分の給与支払明細書の保険料控除額（同社保険料は、翌月控除）から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月から19年3月まで
② 平成19年4月から同年8月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が34万円となっているが、実際の報酬額より低いことが判明したので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社が平成22年6月に提出した訂正届により、同社が19年4月に提出した変更届が取り消され、標準報酬月額が41万円から38万円に引き下げられることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い標準報酬月額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年1月から同年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、34万円とされていたが、22年6月23日付けでA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成18年度訂正届）により、38万円に変更されていることが確認できる。ところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、41万円又は38万円の報酬月額を支給され、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、34万円とされていたが、一旦平成19年4月9日付けでA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、41万円に変更されたものの、上記22年6月23日付けの訂正届により、当該変更届（19年4月9日付け）が取り消されて38万円に訂正されていることが確認できる。ところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、38万円の報酬月額を支給され、41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年1月から同年3月までの期間及び申立期間②については、事業主が源泉控除していた保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月から15年4月まで
② 平成15年11月から16年1月まで

申立期間の標準報酬月額については、子供が高校生と大学生だったので、30万円はもらっていたと記憶している。一部給与明細書も出てきたので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち平成14年9月から15年4月までの期間及び申立期間②について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、いずれの月も9万8,000円とされているところ、申立人が裁判所に提出した16年1月分の給与明細書（申立期間の最終月）により、申立人は、30万円の報酬月額を得ているものの、厚生年金保険料控除額は、申立人が主張する30万円の標準報酬月額に見合うものではなく、オンライン記録どおりの標準報酬月額（9万8,000円）に基づいた額（6,654円）であることが確認できる。

また、前述の平成16年1月分の給与明細書並びに市税事務所から提出された14年分及び15年分の給与支払報告書から、申立人の報酬月額は毎月30万円であったと考えられるものの、当該期間における社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）の内訳を算出したところ、オンライン記録どおりの標準報酬月額（9万8,000円）に基づいた厚生年金保険料（8,502円又は6,654円）を控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成14年9月から15年4月までの期間及び申立期間②については、事業主が源泉控除していた保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは2万円、同年10月から43年5月までは2万4,000円、同年6月から44年4月までは3万円、同年5月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月2日から44年6月2日まで

私は、昭和40年6月頃、B社の事業主が出資していたA社に移籍し、以降同社に勤務していた。当時、妻も同社に勤務していたが、妻は入社時から厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主が、「当時は、営業を開始して間もない頃で人手がほしい時期だった。申立人は、昭和40年頃にB社からA社に出向してきたと思う。」と証言していること、昭和40年2月から同年4月までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚が、「私がA社に入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と証言していること、及び当時のB社の事務担当者が、「申立人は、当初、B社に在籍したままA社に出向していた。当時の資料は現存していないため、正式に移籍した日などは確認できないが、申立人が同社に移籍した際に、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きをしたはずだと思う。」と証言していることから判断すると、申立人は、同年6月2日にB社からA社に移籍し、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の元事業主は、「申立人がB社から移籍した後は、給料の支給及び保険料控除はA社で行っていた。当時、申立人は正社員であり、正社員であれば、原則、全員厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険に加入させない特別な取扱いは無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年6月の記録及び申立人と同職種の同僚の記録から判断すると、40年6月から41年9月までは1万6,000円、同年10月から42年9月までは2万円、同年10月から43年5月までは2万4,000円、同年6月から44年4月までは3万円、同年5月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は、「正社員であれば、原則、全員厚生年金保険に加入させていたことから、申立期間に係る保険料についても納付した。」と主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出に係る処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和44年6月2日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4895

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで

A社から関連会社のB社に異動しただけで、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書、雇用保険の記録、C厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届、同資格取得届及び同基金の記録から、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（平成7年1月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届、同資格取得届、及び申立人に係る同基金の記録によると、申立人は、平成7年1月1日にA社において加入員資格を喪失するとともに、同日にB社において同資格を再取得しており、同基金の加入員期間に欠落が無いことが確認できる。

さらに、C厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届、同資格取得届は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出されたものと同内容の書類を、社会保険事務所（当時）にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るC厚生年金基金の平成6年12月の記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年 7 月 26 日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年 7 月 26 日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（23万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年 7 月 26 日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年 7 月 26 日

私は、A事業所に勤務し、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月15日、資格喪失日に係る記録を21年2月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を25円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年4月25日から同年7月5日までの期間において、戦時加算該当船舶であるA社の所有するB船に乗船していたことが認められることから、戦時加算該当期間として、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月5日から同年3月20日まで
② 昭和20年4月15日から21年2月13日まで

私は、昭和19年1月5日にC社に入社し、同年3月20日まで勤務したが、労働者年金保険の記録が無い。また、その後D社を経て、A社に20年4月に入社し、同年7月までB船に乗船した後、待機期間として21年2月まで船舶運営会から給与を受け取っていたが、その間の船員保険の記録が無い。

どちらも、保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間にA社に係る船員保険被保険者記録がある同僚の一人は、「申立人は、当該期間にA社に勤務していた。」としている上、申立人が保管しているB船の船長の手紙、及び下船証明書により、申立人は、昭和20年4月15日にA社のB船に乗船し、同年7月5日に下船したことが認められる。

また、A社の船員保険被保険者名簿に、B船に係る名簿は無いものの、戦時加算該当船舶名簿に同船の船名及び加算区域航行期間が昭和20年4月25日から同年7月7日までと記録されていることから、同船は船員保険の対象船舶であったことが確認できる上、A社の他の船舶において船舶所有者が船舶運営会となっている船員保険被保険者名簿が複数見受けられることから、当時、同社は船舶運営会の管理下にあり、船舶の規模からB船も船舶運営会に管理されていた船舶であったと推認される。

さらに、予備船員を被保険者とする制度が昭和20年4月1日から開始されているところ、申立人は、「B船下船後も予備船員として継続して雇用され、船舶運営会から給与を受けており、保険料を控除されていた。」と主張しており、当該期間においてA社に係る船員保険記録のある複数の同僚も、「同時期に待機期間があった。」としているところ、当該同僚の記録は継続していることがオンライン記録から確認できる。

加えて、オンライン記録及び申立人が保管する船員手帳から、申立人は昭和21年2月13日から同年9月2日までの期間、船舶運営会が管理運営していたE船籍の船舶に乗船していたことが確認できるが、申立人は、船舶運営会から同船舶への乗船を指示された時のものと思われる書類を保管しており、B船に乗船した20年4月15日から21年2月13日までの期間について、船舶運営会との雇用関係が継続していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、船舶運営会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る同僚の船員保険被保険者名簿の記録から、25円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、戦時加算該当船舶名簿によると、B船は昭和20年4月25日から同年7月5日までの期間については、加算区域航行期間であったことから、当該期間を戦時加算の該当期間とする必要がある。

一方、申立期間①については、申立人がF学校の同級生でC社と一緒に入社したと記憶している同僚は、「私は、昭和19年1月から3月までの期間についてC社で勤務しており、申立人も同じ期間勤務していた。」と証言しているこ

とから、申立人は、当該期間に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、複数の同僚は、「入社時期と労働者年金保険の資格取得時期が一致していない。」と証言していることから、当該期間当時、C社では、入社と同時に労働者年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る労働者年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和28年5月1日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和41年10月24日から42年7月1日まで

私は、昭和26年7月1日から36年7月1日まで継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると、途中で空白期間がある。同社において途中で退職したり、休職したことはないので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は、昭和41年10月24日から42年7月1日までB社で勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると、その期間が全部空白となっている。申立期間の雇用保険の加入履歴もあるし、当時の名刺も持っている。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人はA社において昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年5月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月から同年10月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社で昭和26年7月1日から31年7月1日まで厚生年金保険の被保険者となっている同僚は、「申立人とはA社設立の時からずっと一緒に働いた。自分の在職中に申立人が辞めた記憶は無い。」と証言していることから、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった際（昭和26年7月当時）に作成されたもののほか、27年から29年にかけて2度書き換えられており、3冊の被保険者名簿が現存しているが、これら全ての被保険者名簿において、申立人が28年5月1日に被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同資格を再度取得した旨の記載は確認できないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿に記載された昭和28年4月及び同年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が昭和41年10月24日から42年6月30日までB社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社の複数の同僚は、「申立期間当時、B社では見習期間があった。」と証言している上、当該期間において同社の厚生年金保険の被保険者となっている同僚8人のうち、6人については、雇用保険の資格取得日から4か月から8か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、昭和45年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、昭和41年6月1日から42年8月1日までのB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年8月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月23日まで

私は、昭和16年4月にA社に入社し、同社B支店、C学校、同社D支店、その後疎開先のE県の同社の支店に継続して勤務し、20年8月、終戦に伴い会社が解散したため退職した。

年金記録では昭和17年6月27日に資格喪失したとされているが、申立期間においてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で、生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は同年6月1日、資格喪失日は同年10月1日)が確認できる。

また、申立人から提出された賞状、申立人の勤務内容に係る具体的な記憶、

及び同僚の証言により、申立人は、当該期間の前からA社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人の昭和17年1月1日から同年6月27日までの期間に係る労働者年金保険被保険者名簿においても、申立人の生年月日に、当該未統合記録と類似の相違が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、50円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月23日までの期間については、申立人の勤務内容に係る具体的な記憶及び同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社D支店に勤務していたことが認められる。

また、A社D支店において申立人と同じ設計部内で勤務した同僚は、「申立人と同時期にC学校を卒業し、A社D支店に異動した。空襲があった後、E県に疎開し終戦を迎えた。」と証言しているところ、厚生年金保険被保険者台帳によれば、当該同僚を含む複数のC学校卒業生について、上記の未統合記録における資格取得日である昭和19年6月1日から当該期間を含む20年8月23日まで、A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることを踏まえると、申立人についても、当該複数の同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年6月1日までの期間については、申立人から提出された賞状、申立人が「当該期間においてC学校在籍し、製図の業務をしていた。」と具体的に記憶していること、及び労働者年金保険被保険者台帳によると、17年6月27日に資格を喪失した理由として「職員」と記載されていることから、申立人が当該期間においてA社で事務系の従業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和17年6月施行）は、工場等で働く男性の筋肉労働者のみを適用対象としており、申立人のような事務系の従業員は適用対象外とされていた。

また、労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、昭和17年1月1日（労働者年金保険制度の試行時期）に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失した記録とされている者が100人以上確認できるところ、このうち連絡の取れた者は、いずれも事務系（設計、試験等）の業務に就いていた旨回答していることを踏まえれば、当時、A社では、労働者年金保険制度の発足時に、事務系の従業員も含めて、一旦被保険者資格を取得させたものの、上記の適用除外規定に基づき事務系の従業員について、同年6月27日に一斉に被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和54年9月1日にA社に入社し、平成15年9月15日に退職した。同社B支店での4年3月1日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているが、継続して同社に勤めていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された個人別賃金台帳兼源泉徴収簿、退職者所属歴及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（平成4年3月1日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された個人別賃金台帳兼源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで

私がA社を昭和43年5月に退職した後に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は昭和43年5月にA社を退職した後に、母親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは44年7月であり、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものとみられ、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立期間については国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記録は、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、平成9年頃、B市役所で基礎年金番号の統合手続を行った際、申立期間の領収書を同市に提出したとしていることから、同市に照会したが、この事実を確認することはできなかつた。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から55年3月まで

私は学校を卒業後、家の仕事の専従者として働いていたので、父親から給与をもらい、国民年金保険料も父親が納めてくれていた。申立期間の保険料を納めたことが分かるものは無いが、父親は全ての保険料が納付済みとされているので、私の保険料についても納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しているため、申立期間の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和55年8月頃であり、これ以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、被保険者資格を申立人が20歳になった52年*月に遡って取得したとする処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入となり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和52年2月から53年6月までは既に時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできず、同年7月から55年3月までについては、過年度保険料として遡って保険料を納付することは可能であったものの、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市における国民年金被保険者名簿のいずれにおいても保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定

申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から平成2年3月まで
② 平成2年5月から同年12月まで

父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は私が毎月ではなく、納付書が送られてきた時に1か月2,000円から3,000円ぐらいの保険料をまとめて7,000円から9,000円台の金額をA社会保険事務所(当時)の窓口で数回納めた。申立期間の保険料を全部納めたわけではないが、何回も納めに行ったことを覚えているので、申立期間が全て未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に関与しておらず、これを行ったとする父親に申立人を通じ聴取したところ、高齢のため記憶は明確ではないとのことであり、国民年金加入手続に関する具体的状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻(平成3年1月*日)後の同年1月24日にB町において払い出されており、これ以外に申立人に対して記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、昭和59年4月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなる上、国民年金手帳記号番号払出時点を基準とすると、申立期間①のうち63年9月以前は既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち昭和

63年10月から平成2年3月までは過年度保険料として、申立期間②の保険料については現年度保険料として、遡って納付することは可能であったものの、申立人の主張は婚姻前（国民年金手帳記号番号払出前）に保険料を数回納付したとするものであり、婚姻後に申立期間の保険料を納付した記憶は無いことから、これらの期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が所持する平成2年度国民年金保険料（印紙代金）領収証書によると、申立期間②の前月である平成2年4月の保険料については3年2月の領収日付印が押されているが、申立期間②については領収日付印は押されておらず、この2年4月の保険料納付について、夫は、婚姻後に申立人の第3号被保険者に係る手続を行った後に、B町から送付されてきた納付書により1か月分のみ納付した記憶があるとしている。

このほか、申立人が納付したとする保険料月額2,000円から3,000円ぐらいは申立期間当時の保険料月額とは相違する上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から45年12月まで

私が20歳になった時、勤務していた会社の社長夫妻から国民年金に加入することを勧められ、事務を担当していた社長の奥さんが私の加入手続を行うとともに、国民年金保険料も毎月の給料から天引きし、納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする当時の勤務先の社長の妻は、「従業員が国民年金加入や保険料の納付を行った覚えは無い。行ったとしたらそれは義父だと思うが、義父は既に死亡していることから分からない。当時、義父母も私たち夫婦も国民年金には加入していなかったことは覚えているものの、従業員が国民年金に入っていたかどうかは覚えていない。」としていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の13年3月31日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間に居住していたA市においても申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しないなど、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年8月まで

私は申立期間当時、実家であるA市に住民票を置いたままB市で働いていた。母親が申立期間の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も集金に来ていた女性に納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月18日にC市D区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年5月20日（同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が同市E区で再交付された年金手帳によると、同手帳が再交付された平成8年7月10日に資格取得日が20歳到達時の昭和47年*月*日に訂正されている。）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人の資格取得日が訂正された平成8年7月10日を基準とすると、申立期間の保険料は、時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月及び同年4月

私は、ねんきん定期便を見たところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされている。私は、会社退職（昭和58年2月末）後、空白期間を作らないように区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付していた。申立期間の加入期間及び保険料の納付記録が無く、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和58年2月末）後に区役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人は、申立期間に係る加入手続き時期、加入手続き場所、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付周期及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和57年10月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したととされ、その後、申立人が再び国民年金被保険者資格を取得したのは58年7月11日（厚生年金保険被保険者期間と重複期間が判明したため、平成19年2月7日に資格取得日を昭和58年7月11日から同年7月15日に記録訂正されている。）とされていることが確認できる。このことは、A市の国民年金保険料検認状況一覧票及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合しており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昭和52年6月に任意加入してから、61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付していた。申立期間は、A市役所から年度当初に送付されてきた納付書で、同市B支所の窓口で毎月納付していたと思う。ねんきん特別便では60年6月に資格喪失とされているが、その手続をした記憶は無く、年金手帳を見ても資格喪失のことは書かれていない。申立期間について、私が保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、A市から年度当初に送付されてきた納付書により、毎月同市役所B支所の窓口で納付していたとしているところ、申立人は、申立期間に係る納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人は任意加入被保険者として昭和52年6月3日に資格取得し、60年6月6日に資格喪失したとされ、その後、国民年金被保険者資格の取得は、61年4月1日（第3号被保険者資格取得）とされている。申立人は、60年6月6日に被保険者資格を喪失とされていることについて、途中でやめるはずはなく、資格喪失の手続は行っていないとしているところ、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には「60. 6. 5 喪失申出」と記載されていることから、資格喪失届が同年6月5日に提出され、同年6月6日に資格喪失したとする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったも

のとみられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人が昭和 55 年 3 月に C 市から A 市に転入した際の住所変更手続及び 61 年 4 月 1 日の第 3 号被保険者資格取得に係る記載が無い上、申立人もこれら手続時において年金手帳を市役所に持参した覚えが無いとしていることから、申立人は、申立期間に係る資格喪失手続においても年金手帳を持参しなかったとも考えられ、申立人が主張するように年金手帳に資格喪失日の記載が無いことをもって資格喪失手続が行われていないとは言えない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年3月まで

私は、婚姻した昭和48年8月頃、A市B区C支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、集金人に毎月1,000円ぐらいを元夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和48年8月頃、A市B区C支所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、申立人は、加入手続時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、毎月、集金人（国民年金推進員）に1,000円ぐらいを納付していたとしているところ、i) A市では、申立期間当時の保険料徴収は、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式を採っていたこと、ii) 申立期間当時の保険料は、申立期間のうち、昭和48年9月から同年12月までは、月額550円であることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月24日にA市B区において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って48年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に

未加入であったものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年9月から49年6月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年7月から50年3月までの期間の保険料については過年度納付することは可能であったものの、申立人は、金融機関では納付した記憶は無いとしている上、D市の申立人の国民年金被保険者名簿の「検認月数」欄を見ても申立期間は未納とされており、婚姻後一緒に保険料を納付していたとする元夫も申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私は婚姻（平成元年 3 月）後の同年 4 月頃、婚姻するまで住んでいた実家のある A 市 B 区か、婚姻時に転入した同市 C 区のどちらかの区役所で、国民年金の加入手続きを行い、その後、遡って会社退職した昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を私の母親が用意してくれたお金で一括納付した。保険料の納付時期、納付方法及び納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（平成元年 3 月）後の同年 4 月頃、国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括納付したとしているところ、申立人は、加入手続き場所、納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月 9 日に A 市 C 区で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 62 年 5 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の納付記録を見ると、前述の手帳記号番号払出時期を基準と

すると、過年度納付が可能な昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料が 2 年 7 月 30 日に納付されていることが確認できることから、申立人が加入手続後、遡って一括納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 2 日から 43 年 1 月 21 日まで
裁定請求の時に初めて脱退手当金が支給されていることを知った。受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 2 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後おおむね 2 年以内に資格喪失した 10 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に支給記録が確認でき、そのうち 6 人が資格喪失日の約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から 8 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 7 月 1 日から、A 社及び B 社の二事業所で厚生年金保険に加入していたが、その後、一旦両社の被保険者資格を喪失させ、同日に A 社の被保険者資格を取得する手続をとったはずなのに、同社の取得日が平成 8 年 6 月 1 日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 7 年 10 月 31 日まで A 社及び B 社の二事業所で被保険者資格を取得していたが、経営が悪化してきたので、一旦両社に係る被保険者資格を喪失させ、同日に A 社についてのみ、改めて被保険者資格を取得させる手続を取った。したがって、A 社に係る被保険者記録は継続しているはずだ。」と主張しているところ、両社の商業登記簿謄本、並びに申立人の妻（B 社の取締役）及び両社の複数の従業員の証言から判断して、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の B 社（所属選択事業所）における被保険者資格喪失日（平成 7 年 10 月 31 日）については、その約 7 か月後の 8 年 6 月 5 日付けで、遡及して処理されていることが確認できるとともに、A 社における被保険者資格取得日（同年 6 月 1 日）についても、その約 4 か月後の 同年 9 月 30 日付けで、遡及して処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本等によると、申立人は、申立期間において A 社及び B 社の代表取締役（事業主）であったことが認められる。

また、申立人は、「私は、A 社及び B 社の社長として、一切の権限を持って経営に当たっていた。また、給与計算等の事務の責任者であり、従業員全員の

厚生年金保険の事務手続を行う責任者だった。」と述べている。

さらに、申立人の妻、並びにA社及びB社の従業員は、いずれも「社会保険関係の事務を含めて会社の事務のことは、全て申立人が取り仕切っていた。」旨証言していることから、申立期間に係る一連の被保険者資格の得喪手続（平成8年6月5日付けのA社及びB社に係る資格喪失処理、及び同年9月30日付けのA社に係る資格取得処理）について、申立人の関与がうかがえるとともに、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、当該期間における被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から 10 年 2 月 11 日まで
私は、A社の代表取締役(事業主)であった夫と共に、申立期間において、同社に勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主(申立人の夫)及び同社の複数の従業員の証言から判断して、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のB社(所属選択事業所)における被保険者資格喪失日(平成7年10月31日)については、その約7か月後の8年6月5日付けで、遡及して処理されていることが確認できるとともに、その後、A社において被保険者資格を取得した記録が認められないところ、申立人の夫は、「私が、A社及びB社の厚生年金保険関係の手続を行っていた。当時の資料は無いが、妻は、申立期間において、A社の厚生年金保険の被保険者であったと思う。」と証言している。

しかし、申立人が、「自分の厚生年金保険の記録は、申立期間当時のA社の事業主だった夫の記録と同じはずだ。」と主張しているところ、申立期間のうち、平成7年10月31日から8年6月1日までの期間については、申立人の夫にもA社における厚生年金保険の記録が認められない上、当該夫は、「当時の厚生年金保険関係の資料が無いので、確定的なことは分からない。」と回答している。

また、申立人は、「顧問税理士事務所に、当時のことを聞いてほしい。」と主張しているものの、当該税理士事務所は、「10年ほど前に顧問契約は終了しており、A社関係の資料は無いので、何も分からない。」と回答しているこ

とから、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱い、申立人が平成7年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理が申立期間当時の保険料控除の実態に即した処理であったか否か等について確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間において、申立人の夫（資格取得日：平成8年6月1日）及び申立人の二男（資格取得日：同年10月1日）を含む4人が、A社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうち従業員2人は、「自分の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していると思う。」、「厚生年金保険の被保険者資格取得日は、事実上即している。」と証言していることから、当時、同社の社会保険関係の事務手続きを取り仕切っていたとする申立人の夫が、夫自身を含む上記の4人について被保険者資格取得届の手続きを励行しながら、申立人についてのみ、28か月もの長期間にわたって、給与から保険料を控除しながら被保険者資格取得届の手続きを失念していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 31 日から 24 年 1 月 1 日まで

昭和 22 年 7 月 31 日から 29 年 6 月 11 日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者資格の取得日が 24 年 1 月 1 日と記録されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 24 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保管していないことから当時のことは不明と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 1 月 1 日に、申立人を含めて 13 人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうちの 1 人は、「私は昭和 23 年 6 月 1 日にA社に入社した。申立人は、私より 1 年ぐらい前から勤務していたと聞いている。ただ、同社が厚生年金保険に加入したのは、24 年 1 月 1 日からであり、それまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳 (旧

台帳)、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日（昭和24年1月1日）は、いずれも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から10年3月1日まで

私は、平成3年4月1日から16年2月末までA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当時の源泉徴収票及び特別徴収税額通知書によれば、社会保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、源泉徴収票及び同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、平成3年10月1日から10年3月1日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人を記憶している同僚二人は、「昭和62年2月までA社の厚生年金保険被保険者であったが、同社の景気が悪くなり、厚生年金保険料や健康保険料を差し引くと、給与の手取り額が少なくなるし、給与を支払えなくなるので、自分たちで保険・年金に加入するように社長から言われ、その時働いていた現場作業員と話し合っ社会保険をやめた。」と証言しており、このうち一人は、「平成13年当時の給与支払明細書を見ても、厚生年金保険料は引かれていない。」と証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者記録がある者は、代表取締役、事務員ほか一人のみであり、前述の同僚二人は、昭和62年2月以降の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は無いことが確認できる。

さらに、申立人から提出された源泉徴収票（平成3年分から6年分、8年分及び10年分）及び特別徴収税額通知書（平成4年度分から10年度分）により確認できる社会保険料の額は、当時の申立人の給与総額に見合う標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料と比べても、おおむね3割から6割の低額であることが確認できる。

加えて、B病院から提出された申立人の診療録により、申立人は、平成2年10月1日に国民健康保険の資格を取得し、少なくとも9年9月9日まで国民健康保険被保険者として同病院で受診していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4908（事案3503の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から26年7月まで

私は、A事業所での厚生年金保険の加入記録が欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料等として、当時の同僚の証言を文書で提出するので、再度調査の上、申立期間について、B事業所の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚からは申立人のA事業所における勤務実態をうかがわせる証言を得られないこと、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料を確認できないこと、同社の関連会社とされるB事業所も、当時のことは不明であると回答していること、申立期間においてA事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立期間後の昭和26年8月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、このほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等として、当時の同僚二人の証言を文書で提出する。」として、再度申し立てている。

しかし、当該同僚二人は、当該文書の中で、「昭和25年の初め頃、私は、申立人と同じ職場で働いていた。」「私はB事業所の前身であるC事業所当時か

ら勤務しており、25年に入社した申立人から指導を受けている。」と証言しているが、A事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該二人のうち一人は、同事業所の申立期間当時の被保険者記録が確認できるものの、別の一人は、申立期間当時の被保険者記録が両社とも確認できないことから、申立期間当時の両社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれるほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月28日から46年2月頃まで

厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社での勤務期間が実際より短い9か月となっていた。私は、昭和44年7月に車の免許を同社で取得させてもらった際、2年以上勤務するとの条件が付けられたことを覚えている。また、当時、同社に現金強奪事件があったことも覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、当時のことは不明であると回答している。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚からは、申立期間における申立人の同社での勤務に係る証言を得ることができない上、申立人も、当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

さらに、A社で申立人が加入していたB厚生年金基金から提出された加入員記録原簿により、申立人の加入員資格喪失日が昭和44年12月28日であること、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格喪失日が同日であること、雇用保険の記録により、同社離職日の翌日が同日であることがそれぞれ確認でき、オンライン記録の資格喪失日とも一致している。

加えて、A社勤務当時に発生したと申立人が記憶している現金強奪事件は、当時の新聞記事により、申立期間前の昭和44年10月*日に発生していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月19日から47年1月頃まで

私は、申立期間の厚生年金保険の記録が漏れており、A社に問い合わせたところ、雇用保険の記録が昭和44年5月19日からとなっていることが分かった。また、当時健康保険証も使っているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時の複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和44年5月19日から46年12月29日までの期間においてA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の従業員の給与や厚生年金保険の手続に関する資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は分からない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人と同様にA社における勤務実態が推認できる当時の複数の同僚についても、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社が昭和44年5月1日から加入しているB厚生年金基金は、「申立事業所におけるB厚生年金基金への届出と社会保険事務所(当時)への届出は、申立期間当時も複写式であった。申立期間当時の記録はあるものの、申立人の加入員記録は確認できない。」と回答している。

加えて、A社が加入している健康保険組合は、申立期間当時の記録は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月頃から31年12月頃まで
② 昭和31年12月頃から32年1月頃まで
③ 昭和32年1月頃から同年5月頃まで

私は、中学卒業後の昭和30年5月頃から32年5月頃まで、各貨物船（申立期間①はA船、申立期間②はB船、申立期間③はC船）に乗船したが、当該期間の船員保険被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、D県の港において、それぞれ貨物船A船、B船及びC船に乗船し、炊事の仕事に従事していたと証言しているが、船員保険被保険者名簿によると、当該3船が船員保険の適用船舶であった記録は確認できない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立期間①、②及び③に係る被保険者記録は確認できないところ、当該台帳に記載された申立期間以降の期間に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人が申立期間①において自分よりも先にA船に乗船していたと記憶する申立人の兄も、申立人同様、同船に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が姓名を記憶する、申立期間①及び②の船主である船長は、オンライン記録において、申立期間に係る被保険者記録が確認できず、申立期間③の船長は、申立人が姓名を記憶しておらず人物を特定できない。

加えて、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立期間①、②及び③に係るほかの同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該船舶に係る乗船時期等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 11 日から 40 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 30 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 9 月 8 日に A 社に入社し、40 年 10 月 31 日に退職するまでパートンダーとして勤務したので、申立期間①について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、B 社に運転手として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、A 社において昭和 35 年 9 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 11 日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、「A 社のあちこちの店舗に勤務したので、5 年ぐらいは働いていた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、平成 16 年 2 月 * 日に解散しており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち 3 人は連絡先が不明であり、残る 1 人からは回答が得られない上、別の複数の同僚は、「A 社は、10 か所近くの店舗や工場を所有していたが、勤務した店舗によっては、厚生年金保険の被保険者記録の無い期間がある。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和 35 年 10 月 11 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人の業務内容、勤務状況等に関する具体的な証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、当時のことは何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を記憶している同僚5人のうち4人は連絡先が不明であり、残る1人は申立人のことを覚えていない上、別の同僚3人は、いずれもB社には試用期間があったとしており、うち1人は、「私は、入社してから6か月ほどしてからの加入となっている。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社は、昭和41年1月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、42年5月1日に再度適用事業所になっているが、申立期間のうち41年1月31日から42年4月30日の期間については、適用事業所であった記録が確認できない。

加えて、申立人は、B社における雇用保険の記録が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4913 (事案 318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から25年12月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年9月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たに3人の同僚について書かれたメモも見付かり、そのうちの1人と年金の大切さについて話をした記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持しているメモ書き及び具体的な証言内容から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は平成元年12月*日に解散しており、申立期間の保険料控除について確認できないこと、申立人は、メモ書きのとおり、昭和22年春から25年にかけて勤務していた記憶があると主張するが、このほかに申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間当時に同僚3人と社長家の葬式に行ったことを記すメモが見付かり、そのうちの1人には、「将来のために年金をかけることは大切なことで、保険料を納めるのは大事なことですよ。」と、給与明細書を一緒に見ている時に言われた記憶がある。」として、前回の決定に納得できない旨主張している。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚3人については、健康保険厚生年金保険

被保険者名簿において名前は確認できるものの、全員既に死亡している上、申立期間当時の役員は、「私は申立人についての記憶は無く、昭和 23 年に別の役員の妻が亡くなったことは覚えているが、社長家で葬式があったかどうかは分からない。」と証言している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は、昭和 22 年 9 月 1 日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。今回の申立てで提出されたメモ書きには、「昭和 22 年 9 月から 1 か月間体調不良で休職届提出」と記載されている。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月から同年8月まで
② 昭和33年9月から34年8月まで

申立期間について、各事業所で正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の証言及び同僚の証言から判断して、期間は定かでないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係資料を処分しており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の在籍の有無や、申立期間の厚生年金保険の取扱いなど、何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時の同僚二人は、「私は、高齢のため記憶がはっきりしない。」、「申立人のことは覚えていない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

申立期間②については、申立人の証言及び申立人が名前を挙げた同僚に被保険者記録があることなどから判断して、期間は定かでないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立人が勤務していた可能性はあるが、当時の事業主も亡くなっているため、社員・アルバイトの区分や、申立期間における届出、厚生年金保険料の控除など、いずれも不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は死亡しており、申立人の同社における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、2人は既に亡くなっており、1人は照会しても回答が得られない上、残る1人は、「申立人のことは知らない。自分の被保険者記録は間違っていない。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間にA社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間においてA社及び同社の事業主の弟が経営していたB社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 58 年 3 月 1 日に、B社は 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において両社とも適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の当時の事業主は、「A社及びB社とも、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当該期間について、私も同社の事業主だった弟も国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、A社及びB社の同僚は、「入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは相違している。また、申立期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4916（事案 180 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 4 日から 57 年 7 月 16 日まで

私はA社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

新たな資料等はないが、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る所在地の大家が保管していた確定申告書の控により、A社が実在したことは認められるものの、当該所在地において同社の名称では、厚生年金保険の適用事業所が確認できず、別の所在地における同名又は類似名の事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無いこと、当初の調査時点では、当時の事業主等の所在が明らかでなかったこと、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等はないこと、申立人は給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があると主張する一方で、申立人から保険料を控除されていた状況等について具体的な説明が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、前回の調査に納得ができないので、再度調査してほしい。」として再度申し立てしているところ、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回の調査で、新たに所在が判明したA社の事業主は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料も控除していなかった。私自

身も国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録により、当該事業主が申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、健康保険の記録によると、申立人は、申立期間において父親の被扶養者であったことが確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から同年 10 月 1 日まで
ハローワークの紹介でA社に入社し、仕事はセールスだった。新人で2位の成績を取った。夏の時期で3か月程度勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、A社は、「当社が保管している厚生年金保険資格得喪の一連台帳に申立人の氏名が無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。また、申立期間当時、販売員は見習期間があり、一定の成績に達するまでは社会保険に加入させていなかった可能性がある。」と回答している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の経理担当者は、「セールスは社会保険に加入していない人がほとんどだった。見習期間の終了後に加入する人がごく少数いた。」と証言している。

さらに、申立人は、A社での同僚を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月26日から36年8月1日まで

私は、入社してから昭和39年9月までの期間、一度も退職せずA社に勤務していたが、日本年金機構から送られた「被保険者記録照会回答票」によると、申立期間に被保険者記録が無いこととされている。

私は、病気療養中ではあったが在籍はしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「肺結核にかかり、傷病手当金を3年間受けながら自宅療養をしていた。療養中の社会保険料については、A社が立て替えてくれていたので、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかし、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る被保険者の記号番号は、同社における被保険者資格の喪失時（昭和33年3月26日）と同資格の取得時（36年8月1日）では、異なる番号とされていることから、申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人は事務を一人で担当していたが、申立人が休職する前に当時の事業主の妻が仕事を引き継いだ。」と回答しているところ、申立人も、申立期間においては勤務せず、自宅において疾病療養に専念していた旨証言している。

さらに、A社は、平成11年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れず、当時の事業主の妻は、既に亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月5日から42年4月26日まで

私は、A社を2度入退社した。そのうち、2度目の入社については、昭和41年12月5日と記憶しているが、年金記録を確認したところ、被保険者資格取得日が42年4月26日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

また、申立人は、「婚姻後に妻を被扶養者にしてもらった。」と主張しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の妻の扶養開始日は、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和42年4月26日であることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の事業主は既に死亡している上、関係書類を保存していないため何も分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の昭和37年2月1日から42年11月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年9月まで
② 昭和55年10月から56年7月まで
③ 昭和57年10月から58年9月まで
④ 昭和58年10月から59年9月まで
⑤ 昭和59年10月から60年9月まで
⑥ 昭和63年9月から平成元年7月まで

私の保管している給与支給明細書で確認したところ、申立期間①から⑤までについては、厚生年金保険の標準報酬月額が、適正に定時決定されていない。

また、申立期間⑥については、厚生年金保険の標準報酬月額が適正に随時改定されていない。

調査確認の上、厚生年金保険の標準報酬月額を正当な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書によると、昭和53年、55年及び57年から59年までの各年の5月、6月及び7月に支給された給与支給総額の平均額に見合う厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該各年の標準報酬月額より高い額となっており、63年6月に賃金体系が変更され、同年8月に差額支給された後の給与支給額に見合う標準報酬月額は、従前の標準報酬月額と比して、2等級以上の差があることが確認できるにもかかわらず、随時改定が実施されておらず、申立人が主張するとおり、A社においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定が適切に実施されていない状況がうかがわれる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年8月1日まで

私は、A社を退職後、B社に入社した。入社時に年金手帳を提出した記憶があり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、同社に勤めた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答だが、間違いなく勤めており納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、B社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「勤務期間は不明であるが、申立人と一緒に勤務したことは間違いない。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、別の複数の同僚は、「B社は、入社から3か月間から6か月間の試用期間を設け、その期間は、厚生年金保険の資格取得手続を行わないと説明していた。」と証言している上、申立人が記憶している同僚も、「私は、B社に入社してから、約3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している記録がある。それまでの間は、試用期間として処理されていたと思われる。」と証言していることから、B社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行しておらず、申立人は、入社から3か月以内に退職したため、厚生年金保険の資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

また、B社は、平成7年に他社と合併しており、合併後の事業所は、「合併前の資料は無い。」と回答しており、申立期間当時の事業主からも回答が得られず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4922（事案1446の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から37年8月1日まで

前回の申立てについては、A社、B社とC事業所に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録について申立てを行い、平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、C事業所に勤務した期間については、入社の際に社会保険に加入するという条件を聞いており、給与から保険料の控除もあったと記憶している。再申立てに当たり、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時C事業所を経営するD社の同僚が、申立人は同社において勤務していた旨の証言をしている上、申立人は、C事業所の出勤カードを保管していることから、期間は不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、D社は、「当時の関係資料の保存が無く、申立人の勤務形態や厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行ったか否かを確認できない。」と回答していること、当時の経理担当者は、「D社の経営する事業所に勤務していた者は、ほとんど厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言していること、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に整理番号の欠番は無いことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、C事業所に転職する

際に社会保険に加入する条件であったと記憶している。また、当時、姉と一緒に住んでおり、姉は、アルバイトとして同事業所に勤務していたので、話を聞いてほしい。」と主張し、再申立てを行っているところ、申立人が勤務していたC事業所は、D社の関連会社のE社に係る商業登記簿謄本、当時の住宅地図及び厚生年金保険適用事業所台帳により、E社と同じ住所であることが判明した上、申立人の記憶している上司、同僚の氏名がD社及びE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できた。

しかし、E社は、昭和39年9月*日にD社との合併により解散し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に他界しており、申立期間当時のE社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人の姉は、申立期間当時のC事業所の従業員の社会保険の取扱いについて、「C事業所で、弟のような調理人は、社会保険に加入していたと思う。」と回答しているものの、申立人が記憶している上司は、「従業員の出入りが激しかったので、多くの者は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に整理番号の欠番は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月11日から54年7月21日まで

私は、昭和53年6月にA社の本社に面接に行き、採用となった。勤務先はB社の売場で、A社の紳士服を専門に販売した。同社を退職後、6回の引っ越しをしており、証拠となる給与明細書は無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社の販売職社員としてB社の紳士服売場に勤務したと主張している。

しかし、A社は、「当社が加入しているC健康保険組合及びD厚生年金基金には、申立人の記録が確認できない。申立期間当時、多様な雇用形態があったが、申立人の勤務を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間におけるA社での雇用保険の記録も確認できない。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚は、「社内規程の制定により、昭和54年頃から販売員は契約社員となり、社会保険が適用されるようになった。」と証言しているが、当該規程が定められる前に雇用された販売員に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から42年2月6日まで

私は、A社に昭和40年4月頃入社し、42年2月5日まで勤務した。41年8月頃に体調を崩し、ほかの同僚より先に健康保険に入れてもらい、同時に厚生年金保険の資格を取得した。ほかの同僚は、その約半年後に取得したことを記憶しているので、申立期間に私の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で厚生年金保険被保険者記録のある5人のうち4人を記憶しており、当該同僚のうち1人は、「申立人は、A社に昭和40年から42年頃まで現場での電気配線工として勤務していた。」と証言していることから、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「昭和41年8月頃に、ほかの同僚より先に厚生年金保険の資格を取得した。ほかの同僚は、その約半年後に取得した。」と主張しているが、オンライン記録によると、A社の5人の厚生年金保険被保険者のうち4人は、同社が適用事業所となった昭和41年6月27日に資格取得し、残る1人は、申立期間より後の42年4月1日に資格取得しており、申立人が主張するような状況は確認できない。

さらに、後に勤務したB社が保管する申立人の履歴書では、A社での勤務に係る記述が確認できず、同じくC社が保管する申立人の履歴書では、A社には申立期間より後の昭和43年5月から46年3月まで勤務したと記載されており、

申立人の同社における勤務期間に係る記憶が明確でないことがうかがえる。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4925（事案1876及び3191の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月21日から31年8月15日まで
② 昭和35年6月1日から36年7月31日まで
③ 昭和38年6月20日から40年12月1日まで

申立期間①に係る脱退手当金については、実家の両親からも話を聞いたことがなく、申立期間②及び③に係る脱退手当金については、当該手当金の裁定請求書の住所欄に、アパート名及び号室に係る表記が省略されていることから、支払通知書が届くはずがなく、脱退手当金を受給したとされることに納得できないため、再申立てを行ったが、平成22年4月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間①については、A社退職後、帰郷した際にも厚生年金保険被保険者証を所持しており、脱退手当金の請求はできるはずはなく、申立期間②及び③についても、脱退手当金を受給したとされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人と同時期（昭和25年10月から29年5月までの間）にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した脱退手当金受給資格者37人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21人に支給記録があり、そのうち18人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、当該18人の中には、申立人と資格喪失日及び支給決定日が同じ者が1人みられ、同様に、資格喪失日及び支給決定日が同一である者が4組（8人）みられること、脱退手当金の支給記録のある同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続を行ったと回答しており、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失

日から約2か月後の31年10月16日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどから、申立期間②及び③に係る申立てについては、当該期間についての脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、41年3月22日付けで管轄社会保険事務所（当時）の受付印が押されているとともに、同年5月20日付けで当該脱退手当金について隔地払いとする旨の押印があるところ、当該年月日は、オンライン記録上の脱退手当金の支給日とも一致している上、申立人は、当該裁定請求書に請求者の住所として記載された場所について、当時の住所地と一致しているほか、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できること、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の同年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間①に係る申立てについては、脱退手当金については、実家の両親からも話を聞いたことがなく、申立期間②及び③に係る申立てについては、脱退手当金裁定請求書の住所欄に、アパート名及び号室に係る表記が省略されているため、脱退手当金の支給決定通知書を受け取ることとはできなかったと主張し、再度、申立てを行ったところであるが、これらの主張は、既に、当初の申立てに係る調査において確認がなされ、当委員会の審議において検討されたものであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、これについても、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、申立期間①について、A社から当該被保険者証を受け取っていなかったとする当初の主張を、同社を退社後B県に帰郷した際、厚生年金保険被保険者証を所持しており、脱退手当金の請求手続を行っていないとの主張に変更しているが、申立人の当該主張を裏付ける資料、証言等も得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。また、申立期間②及び③については、裁定請求書に記載された住所には、アパート名及び号室の表記が無いので、脱退手当金の支給決定通知書は届かないはずと、再度、強く主張しているが、当該主張については、既に当委員会において、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない旨の判断がなされている。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。